

鹿児島市屋外広告物条例及び施行規則を一部改正しました。

(平成 29 年 3 月公布)

国の屋外広告物条例ガイドライン（案）の改正及び鹿児島市景観条例に基づく「南洲門前通り地区」の景観形成重点地区指定等に併せ、「鹿児島市屋外広告物条例」及び「同施行規則」を改正し、**平成29年7月1日から施行**します。

【 改正の概要 】

管理義務の対象者の見直し

屋外広告物の管理義務の対象者に、これまでの「表示者」、「管理者」に加え、「所有者」、「占有者」も対象になりました。

項目	改正前	改正後
管理義務	表示者、管理者	表示者、管理者、 所有者、占有者

所有者等への点検及び点検結果の提出義務規定の追加

所有者等に、屋外広告物の点検及び点検結果の提出を義務づけました。

項目	改正前	改正後
点検及び点検結果の提出	—	所有者、占有者

適用除外規定の見直し

公益性の高い施設等に表示する屋外広告物について、禁止地域の適用を除外しました。

項目	改正前	改正後
公益上必要な施設又は物件に表示し、広告料収入を設置又は管理費用に充てる広告物等	—	第 4 条（禁止地域等）

国や地方公共団体の掲出する屋外広告物について、適用除外規定を見直しました。また、送電塔等に掲げる自家用広告物等について、禁止物件の一部の適用を除外しました。

項目	改正前	改正後
国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等	第 4 条（禁止地域等） 第 5 条（禁止展望広告物等） 第 6 条（禁止物件） 第 7 条（許可） 第 8 条（景観保全型広告整備地区） 第 9 条（広告物協定地区） 第 9 条の 2（広告物活用地区）	第 4 条（禁止地域等） — 第 6 条 第 1 項 （禁止物件） 第 7 条（許可） — — —
送電塔、送受信塔及び照明塔に掲げる自家用広告物等	—	第 6 条第 1 項（禁止物件）

管理者の資格要件の見直し及び点検者の資格要件の追加

屋外広告物の安全性をより高めるため、管理者の資格要件から、「講習会終了者」を除くとともに、点検義務規定の追加に伴い、点検者の資格要件を定めました。

※ 管理者を「講習会修了者」としているものは、平成32年6月30日までに管理者変更届の提出が必要

項目	改正前	改正後
管理者	屋外広告士 講習会修了者 建築士 など	屋外広告士 — 建築士 など
点検者	—	同上

管理者の設置が必要となる広告物の見直し及び点検が必要となる広告物の追加

屋外広告物の安全性をより高めるため、管理者の設置が必要となる屋外広告物の対象を拡大しました。

※ 平成29年7月1日以降に許可（変更許可、更新許可を含む）を受けるものから適用

項目	改正前	改正後
種類	野立広告物、突出広告物、 屋上広告物	野立広告物、壁面広告物、突出広告物、 屋上広告物、アーチ利用広告物
規模	表示面積 10㎡超	表示面積 10㎡超 又は 高さ 4m超

また、点検義務規定の追加に伴い、点検が必要となる屋外広告物の対象を定めました。

項目	改正前	改正後
種類及び規模	—	同上

許可基準の見直し

案内広告物とアーチ利用広告物の許可基準を見直しました。

項目	改正前	改正後
案内広告物 (禁止地域のみ)	表示部分が回転しないこと — —	• 表示部分が回転しないこと • 掲出個数は1敷地につき1個 • 同一内容は相互距離1km以上
アーチ利用 広告物	• 広告物の幅が1m以下 • アーチの長さ12m以下	• 広告物の下端から上端の長さが2m以下 • アーチ等の長さ9m以下

「南洲門前通り景観形成重点地区」内の規制区分の見直し

「南洲門前通り地区」が、鹿児島市景観条例に定める景観形成重点地区に指定されたことに伴い、南洲門前通り地区内の県道（鹿児島蒲生線）沿いの「近隣商業地域」を、「第2種制限地域」から「第1種制限地域」へ変更しました。

問い合わせ先：鹿児島市建設局都市計画部都市景観課
電話：099-216-1425